

市民参加実施予定シート

予 定
令和3年10月1日時点

担当課(クリーンセンター)

1 市民参加の手續 実施予定について		
通称	指定ごみ袋の導入について	市が考える市民等への影響 <メリット> ・ごみ分別や減量についての意識が高まる。 ・ごみが整然と排出され、正しくない袋や他市の指定袋に入れられたごみ、事業者のごみが集積所に出されることを抑制できる。 ・集積所において、ごみ分別の確認と収集作業を効率的に行うことができる。 <デメリット> ・指定袋以外の袋で排出されたごみが回収されない。
名称	一般廃棄物(ごみ)の排出に係る指定袋の導入について	
概要	ごみ排出に係る意識の向上、違反ごみの抑止及びごみ収集効率の上昇を図るため、指定ごみ袋を導入する。	

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)				
市民参加の手法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	審議会等	審議委員(専門家、公募の市民等)	廃棄物対策審議会	・審議会の開催については、専門的な見地から調査や審議、意見等を聴取する必要があると考えた。 ・パブリックコメントについては、時間や場所等に拘束されず意見表明ができるため、幅広い市民から意見聴取が可能と考えた。また、素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えた。 ・市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入であるため、説明会の開催が必要と考えた。
	パブリックコメント手続	全市民等	特に無し	
	意見交換会			
	公聴会			
	政策提案制度			
その他		全市民等	説明会	

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

令和元年度			令和2年度										令和3年度			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4-3月	
			← 審議会(諮問・答申) →						← パブリックコメント →		← 説明会(随時) →					
												市内4地区での説明会 ↔				

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
スケジュール	令和2年12月21日	開催日が確定したため			

<市民参加の手法を選んだ理由>

審議会等	パブリックコメント				
・専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため	・時間や場所等に拘束されず、意見表明ができるため、幅広い市民から意見聴取が可能と考えたため ・素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため				